

平成30年度 第3回高知県いじめ問題対策連絡協議会
《議事概要》

- 1 日 時 平成31年2月12日（火）13時00分～15時00分
- 2 場 所 ザ クラウンパレス新阪急高知 4階 フローラ
- 3 出席者 尾 崎 正 直 高知県知事
島 崎 雅 彦 高知県小中学校長会 会長
横 畑 健 高知県高等学校長協会 会長
吉 田 圭 一 高知県私立中高等学校連合会 会長
蒲 生 啓 司 高知大学教育学部附属特別支援学校 校長
竹 中 利 文 高知県保幼小中高PTA連合体連絡協議会 会長
池 永 彰 美 高知県民生委員児童委員協議会連合会 会長
森 田 洋 司 国立大学法人鳴門教育大学 特任教授
川 竹 佳 子 高知弁護士会
濱 川 博 子 高知県臨床心理士会 副会長
山 本 正 篤 高知市教育長
今 村 義 弘 高知地方法務局人権擁護課長
門 田 純 一 高知県地域福祉部長
門 田 登志和 高知県文化生活スポーツ部長
依 岡 若 行 高知県警察本部生活安全部長
福 留 利 也 高知県中央児童相談所長
※欠席者 石黒 成人、時久 恵子、伊藤 博明

4 概要

(1) 開会

各委員の任期が本日から2年間となること、新任として蒲生委員が本協議会の委員に加わることを確認。

会長あいさつ

今年度のテーマとして、いじめの予防と支援の問題について議論をしてきた。予防という観点では、いじめ予防プログラムを作成するために、どういう取組をしていくべきなのかを検討してきた。今回、このことについて踏み込んだ内容を説明させていただき、意見を賜りたい。支援という観点では、潜在しているさまざまな事案、顕在化していても対応できてない事案などが多々あるのではないかと推察されるが、それに対してどう対処していくのか検討を深めさせていただきたい。

(2) 議事

子どもたちひとりひとりの個性を輝かせるために

事務局 《資料1-1、1-2、1-3、1-4に基づき説明》

会長

この予防プログラムについては、これまでの取組を通じて見えてきた課題や協議会での意見を踏まえて、プログラムの方向性と内容について説明をさせていただいてきた。現在、専門機関と連携しながら作成をしている最中であるが、委員の皆さまに意見をいただいて、より本県の実態に即した有効なプログラムにしたいと考えている。ぜひ忌憚のない意見をお願いしたい。

委員

いじめの認知は非常に重要である。やはりここを間違えると大きな政策の誤りになる。いじめによる悲劇は、解釈の違い、認知のずれの中にかかる性格を持っているので、いじめの定義が非常に重要になる。しかし、いじめの法律ができてから5年以上経つが、定義の浸透度が遅い。いじめの定義が非常に広いというところがあり、現場や保護者の間で戸惑いがある。

日本のいじめ政策は、これまでは深刻ないじめを中心にして進んできた。明らかにこれはいじめだということへ対策を打ちながらどんどん広がり、定義が非常に広がっている。いじめの定義は、主観主義に則っており、被害を受けた子どもがどう感じたのかが決め手となる。今超党派で勉強会が進んでいる。主観主義に偏り過ぎず客観的なものを入れようという意見もいろいろ聞くが、その考え方は文部科学省でも以前から取っている。ただし、いじめというよりはハラスメントととらえた方が、定義に沿った正確な解釈だが、それをわざわざいじめという概念に当てはめていこうとすると無理が生じているように思うし、理解の浸透度がばらばらになっていく弊害を持っていると思う。今更いじめをハラスメントに切り替えるということではない。法律に書いてある定義の趣旨は、ハラスメントと解釈するところに意義がある。

いじめの法律の制定の目的は、児童等の尊厳を保持するためである。人間の尊厳は大切に、それが身に付くよう子どもたちを育て、大人の社会にも見られるハラスメントの事案とも連動させる。子どもだけの問題ではなく、現実の日本の社会で生きている人たちの直面する課題にどう対応するか、当事者意識の中でいじめを考え、かつ子どもたちへどう返していくかという視点が非常に重要である。

その視点を欠いたままだと、人間の尊厳に対しての配慮が置き去られたまま、被害が起こるから対応するという現象面だけの対応に陥ってしまいがちになる。

この法律そのものが持っている理念、最初の制定目的である人間の尊厳や存在の重みについて、社会生活の中で意識を高めていくように将来性を見越し、浸透させていく視点が非常に重要だと思う。

会長

社会全般として尊厳を尊重する、これは大人も含めて動きが起こってきている。

委員

高知県の大人宣言というのがあった。つまり大人が、自らを振り返りながら、子どもたちにどう関わるか、こういう視点というのは、やはりハラスメントの要素みたいなものにも気付かせるという視点も持っている。まさに県民挙げての運動への展開の一つの糸口として、この視点を据えていただくということも可能だろう。

委員

プログラムができた後で、どのように学校に浸透させていくのか。PDCAのPはいいものができた。しかし、Dの仕掛けが弱いと「ホームページにアップしました。使ってください。」で

はなかなか難しいのではないかと。

次の会の6月には、ある程度中身が固まってくると思うので、それをどう学校で使ってもらおうのかという実践をやっていくと、学校でも使う頻度が上がってくるのではないかと。

実際に新しいことを学校へ入れることは、なかなか難しいとは思いますが、どの教科でどういう教材や領域をやればいいのかをある程度図式化して出すと、国語ではこの教材、社会ではこの教材を使ってみようとなり、非常に効果的なものになるのではないかと考える。その辺りの次の段階のプランを、一定示してもらえるとありがたい。

事務局

どの教科で、どのような教材を使うかということも含めて学校にご提案をさせていただきたい。その部分も含めてプランニングし、提案させていただきたい。

委員

ただいまの委員の発言は、私ももっともだと思う。ただ、その前提として、各学校の基本方針が学校の教育計画の中にしっかりと位置付けられているということが大事である。ところが各学校の基本方針は基本方針、年間教育計画は年間教育計画と、ばらばらになっている。両者がうまくコンビネーションを取れていない。だから今おっしゃったように、国語の中で、あるいは保健体育など、いろいろな科目の中へ浸透させていこうとしても、指導案に結び付いていかないというのは、年間の教育計画と切り離されて形骸化しているからだ。ここをしっかりと各学校で押さえていただくということは非常に大事であり、留意していただきたい。

会長

年間計画をつくっていく中で、必ずいじめ問題については、チーム学校で対処するようという方針を入れている。今後この新しいプログラムを基本方針に明確に位置付け、各教科にどう浸透させていくか方向性を確認しておかないといけないだろう。

事務局

各教科に、いじめに関連するような項目もあるので、そういったことも意識してつくっていききたい。

委員

学校は、いじめを早期に認知しようと、どんなに小さなものでもいじめと認識し、対応していく姿勢で取り組んでいるが、教員の意識の低さは実際感じることもある。

例えば、最初はこんな小さなことだったが発見が遅れた、対応が間違っただということによって、こうなったといったような具体的な例をできるだけ示すことによって、教員も意識が高まる。こんな小さなことはいいんじゃないかという思いはまだあるので、意識が高くなるようなものができればいい。

それから第2章にある、教員の研修について、一番重要になるのは保護者へいじめに対する理解をしていただくことだ。いじめ事案に対応するなかで、加害者、被害者双方が理解をし、解決に向かっていく中で、加害者側の保護者が納得できないということがある。そういうことへの対応の仕方等が一番困っていると思うので、そのような事例があるとありがたい。

会長

そういう事例があった方が保護者への理解を得る点においても有効だろう。

委員

文部科学省が既に事例集を刊行している。この事例集は成功事例だけではなく、気を付ける点、課題についての事例が付いている。それも参考にしながら、高知県の事情や発生の仕方、対応の仕方も踏まえたものも盛り込み、両者をうまく活用していく。

また、事例が文部科学省のサイトを見ればあると明記することも大事である。先ほどの教科の問題について、東京都が非常にいい学習プログラムをつくっている。その学習のプログラムの中に、事例や手引きが出ている。そういうものも参考にし、工夫し、作成する体制を取ることにも有効かと思う。

会長

プログラムは小中学校向けか。高等学校向けか。

委員

高等学校向けも入っている。

会長

特に注意すべき典型例を、どうやって分かりやすく一般の人、若い教員、保護者等に示せるようにするかということだろう。

事務局

事例については、全国共通のものもある。非常に些細なものを教員が見過ごしたことによって、重大な事案に発展をしていった事例もたくさんある。そのような事例や本県の実態も含めた事例を掲示させていただきたいと思っている。

それから、いじめの定義が保護者に十分浸透しない点については、現在各学校が策定しているいじめ防止基本方針に、定義を必ず記載している。各学校での保護者への啓発とあわせて、このプログラムも活用していただき、2層構造のような形で保護者に徹底できるようなものをつくっていきたいと考えている。

委員

事例についてイメージしているのは、例えば最近県内で起こったようないじめ事案についてなど、事例はそんなに多くは必要ない。事例が多ければ多いほど見なくなる。事例をいくつか抽出した形で、校内研修でも使えるような、そして自分たちの身近で起こったようなことであり、もっと自分のこととして見るができるような事例がチャートのような形で、いくつかあればいい。あまり膨大な事例になると、恐らく見ないと思う。

会長

典型的な例より、むしろ対処が難しく、早期対処にならなかったような的確な事例を選んで示すということだろう。その選び方は難しいと思うが、選んでいければと思う。

委員

皆様に、公益社団法人日本PTA連絡協議会で作成した冊子をお配りしている。小中学校のPTAでつくっている。保護者の方でも、この「いじめ対策ハンドブック」を用いて、理解を深めるようにしているところだ。この冊子は、欲しい人や興味のある人が買うという状況であり、全家庭には行き届いていない。これを手に取りたいと思った人は、大体、自分の学校で何かが起こってしまってからという方が多いようだ。

せっかく予防としてやるのであれば、この冊子にも子どもの変化、家庭で大人が先生や他の人の悪口を言っていないかなど、「子どもたちのことをしっかり見ましょう」というような警鐘も鳴らしている内容もあるので、PTAとしても、「いじめ予防等プログラム」の推進とあわせ、家庭でもこういったことを推進していきましょう、皆さん理解を深めましょうということを発信をしていきたい。

事務局

保護者への啓発は、全国のPTA活動と重ねながらぜひ進めていきたい。今後PTA連合体とも連携し、プログラムとリンクさせ、推進していくことを意識して取り組んでいきたい。

会長

この冊子はいつ作ったものか。

委員

1月に改訂した。

委員

プログラムを実際に進めていくためには教員、保護者が当事者意識を持つ必要があるだろう。そういう視点から考えると、現場の教員のニーズは何か、子どもにとって必要なことは何か、保護者が知りたいことは何かということはどう掘り起こすか。その部分を教員や生徒に聞いていくと関心が高まるし、当事者意識が深まるのではないか。

やはり、このプログラムを実際にやっていくのは教員であり、子どもであり、保護者である。そのためにはその人たちの思いについての視点がいると思う。

会長

作り方が大事かもしれない。原案を随時学校に示し、使ってもらい、その意見を踏まえて改善をしていくことを考えていこうとしているが、それでよろしいか。

委員

いいと思う。

会長

初めから話し合ってもらってというやり方もあるかもしれないが、議論の焦点を定めるためにも、一定原案を示し、プログラムを使って、意見をもらい改善する方がいいという案になっている。

委員

何校か選んでとかPTAの方も選んでとか、子どもたちにもプログラムを出し、意見を聞きながら一緒につくっていくという姿勢が見えていくと、随分違う気がした。

事務局

机上の空論としてつくっても、子どもたちにとって、本当に効果的なものになるとは考えていない。当然たたき台として作ったものを、実際にやっていただき、意見をいただく。また、プログラムにこういうことを入れてほしいという意見も、ぜひ反映させながら作業を進めていきたい。とにかく教員にとって日々困っておられること、子どもたちが期待をしていることにもしっかり目を向けてプログラムをつくっていきたくて考えている。

会長

一緒につくっていくことを提示しながら作成を進めていく。

委員

定義の部分でずれが見られ、それがずっと引きずった形で解決ができなくなっている問題というのはたくさんあると思う。その点で言えば、第2章にある研修プログラムの中で定義について、教員、保護者、共通の項目をつくり、双方がきちんとした定義を理解した上で、子どもたちへの対応に当たっていくというのが非常に重要ではないかと感じたところだ。

会長

やはりこの第2章が大事だ。

委員

総務省が文部科学省と法務省に対して勧告を出している。その勧告の中に重大事案の事例を集め、分析した結果がある。例えばいじめの定義の部分では、現場で限定的な解釈がかなり行われている。定義は限定していないにもかかわらず、現場で限定し、解釈のひずみが出ている事案が随分ある。

先ほど紹介した東京都では、どういう限定解釈をしたら、どういうことが起こるか。教員や保護者に定義についてどういう理解の仕方をすればうまくいくのかなど、限定解釈ごとに注釈を加えている。人々が陥りやすい定義の罠みたいなことがあるので、そこへ着目し解説することが、非常に大事なポイントと思うので、参考にさせていただきたい。

会長

事例を入れる時には、プログラムの流れの中に、主張に沿った的確な例を、プログラムの言いたいこと、徹底したいことの項目ごとに入れる感じで作成していく。そうすれば、より要領を得た形になるだろう。プログラムを使っていく中で、教員や保護者の議論が活発になれば一緒につくっていくこうとなるだろう。そういう形で作成できればいい。

子どもたちに抜かりのない支援の手を届けるために

事務局 《資料2-1、2-2、2-3、2-4、2-5に基づき説明》

委員

資料2については、よく考えられていると思うし、ゆっくり追っていけば本当にいろいろなこ

とが見えるという気がする。資料の下にある関係機関との連携について、学校はいじめであったり不登校の場合は、人権教育課や心の教育センターに相談していくわけだが、資料を見ると、本当にいろいろな形で支援を受けることができるところがある。このような情報を学校が十分知らない状況がある。実際、人権教育課へ行ったり、心の教育センターへ相談し、そこからいろいろなところへ相談していくといったことが実際のパターンだと思うが、こういう場合はここへ行ったら一番いいといった情報が不足している。

学校が、いろいろなところに相談すると、本当に多忙ですぐに対応できない時がある。他にもいろいろな事案を抱えているので、すぐに対応できないのは当然のことだと思う。学校は、事案を抱えた時には、どうすることが一番適切なのか不安な気持ちでいっぱいである。そのような不安な時に、どこに相談したらいいのか、それから、すぐに対応できない状況に対し、不安になる部分もある。

また、日高村の取組は本当に素晴らしいプロジェクトだと思う。ごく一部ではあるが、高校に在学していても、有職少年との関係からずると安易な方向へいくことがあるのは間違いない。そんな時にその関係を切ることはなかなかできない。どんなに大人が「不良」とか「悪い子」と言っても、友達関係を持ち続けている。子どもたちは、その関係をそんなに悪いイメージで捉えておらず、友達なんだからと付き合い、だんだん方向を間違えていく。そして高校であれば、中退に至っていくといったようなパターンがある。そういう中退や中ぶらりんの状態を把握してサポートしていく日高村の取組について、しっかりした体制ができればいいと思う。

会長

やはり、どこに相談したらいいか分からないというのはあるだろう。それをどうしていくのか。端的に言えば、人権教育課に相談ということになるんだろうが、どうしたものか。ワンストップの相談窓口を設けた方がいいのか、こういうケースはこういうところに相談とかいう例を示すのがあるのか、または両方必要なのか。

委員

教育支援センターは、高知県に何ヶ所ぐらいあるか。

事務局

20ヶ所ある。

委員

教育支援センターは、不登校や進路が不安定な子どもたちを対象にして、いろいろと指導、支援をしていく。最近はこの機能をもう少しアウトリーチ型にして、しかも各学校のコンサルテーション機能というのも含めて、教育支援センターのスタッフをもう少し専門化し、対応していく。学校は教育支援センターのコンサルテーション機能をうまく活用しながら動いていくシステム化が少しずつ始まっている。そして教育支援センターから厄介なケースが来たら、心の教育センターがかぶさる3層の仕組みをシステム化していくことも一つの方法だ。

委員

心の教育センターの方向性について、今までは支援について教育・心理・福祉の専門家が集まり機能強化を図ってきたが、今後は支援プラス研究という方向にいくことが、要請されているのではないかと話し合っている。

展開についても短期的、中期的、長期的な目標を考えている。短期的には、教育支援センターでセーフティーネットの体制ができるように、心の教育センターの指導主事とカウンセラーが向き、訪問カウンセリングのやり方、対応の仕方、経営の仕方、子どもへの接し方などをアドバイスさせていただくという案がある。

中期的には、重点支援校での支援内容、クライアントや学校・教員の相談内容、緊急の事例などを掘り起こして分析してみると、いじめや不登校などについて何かが見えてくるだろう。エビデンスとまではいかないが、研究し、対応の方向性があるのではないか。これは1カ月、2カ月ではできないので、半年、1年かけて取り組むということになる。

長期的な視点については、高校中退で居場所がない、中学校を出たけど学校等に行けていないという子どもは、心理的なしんどさがある。そこをケアして、外へ出て行こうというところまでを支援するわけだが、そうすると通信制高校に行こうとか、若者サポートステーションに行ってみようとかのつながりが必要になってくるだろう。

そういうことを話し合いながら、来年度から少しでもできるところや短期の取組を行い、中期的、長期的目標を考えるということになると思う。

確かに要請があった時にすぐに学校に入りたいが、なかなかすぐに入れないことも増えてきている。3年前にワンストップ&トータルということをして、心の教育センターが打ち出し、機能強化を図ってきた。次は、校内支援会の機能強化である。

会長

心の教育センターがワンストップ&トータルのもと強化した時は、重大な事案に漏れなく対処する方向だった。ただ、今年度のテーマである「抜かりのない支援」では、潜在的ケースとか軽微なケースなども含めて対処できるようにするというので、次の段階に行っていると思う。緊急対応から、より日ごろの対応も含めた対策になろうとしてきているという中において、体制もさらに進化していくことが大事だろう。

心の教育センターのワンストップ&トータルの取組をやって、それから校内支援会の支援をやってきたが、校内支援会をやっていく中においても、どう対処するかについて専門家のコンサルテーションが欲しい場合があるだろう。その時に、確かに第2層の支援層がないといけなくないのかもしれない。心の教育センターまで事案を持っていくには、難しい場合や、心の教育センターに持っていくまでにはなっていない事案は、心の教育センターのバックアップを受けた第2の支援層がアウトリーチで対処することが必要だろう。

委員

今話を聞いて、本当にそのとおりだと思った。医療の世界でも、すぐに大きい総合病院に行って、そこで何時間待ちということではなくて、自分のホームドクターを持ちなさいという話がある。この問題も同じで、全てどんどん行政、事務局にお願いすると、限られたスタッフの中でやられていると思うので、一定のことは学校できちんと解決できるように、学校での力を付けていくことが大事だ。

では、誰が中心になって進めていくのかといった時に、主任や管理職がコーディネートしていくのだと思う。例えば新任や2年次、3年次の共同研修や主幹教諭の研修の中にこういった事例研究を入れ、夏休みなどに校内でこれをやってほしいということや、その結果をまたレポートとして出してほしいという形を取れば、学校の中で専門家との協議や、校内研修を通して学校全体の若い教員にも浸透することができるのではないか。そういうことをトータルで考え、PDCAを回していくように取り組んでいただけたらと思う。

会長

研修をやって、日ごろから相談できる人間関係もつくれるようにしていくといいのだろう。

委員

委員から大変心強いことをおっしゃっていただいた。校内の研修システムを、1時間だけ取って実施するというよりも、ヒヤリハットの手法を用いながら日常の中で起こってくるさまざまなことに対して校内研修をやっていく。

OJL（オン・ザ・ジョブ・ラーニング）という考え方がある。日常のいろいろな仕事を通じながら、経験者も、新任も、いろいろな方々が意見を言い、ミーティング文化を育てていきながら、組織そのものが実力をアップしていくといった仕組みに変えていこうとしている。そうすると組織全体が活性化する。

こういう手法を入れ、「抜かりのない支援」でいうと、心の教育センターと真ん中の第2層といわれるものがうまく有機的につながっていき、その中へお互いが加わりながら、コンサルテーション機能を発揮していく。こういうシステム化ができるイメージを抱いた。

会長

第2層が研修を行い、それがOJLになっていく。そこで事例なども使って研修をしていく。研修そのものとしての機能も発揮するが、一緒に悩みも共有したりして、コンサルテーションが行われている場にもなる形になっていければいい。

委員

そうすると意欲も上がっていくと思う。

会長

いじめ予防等プログラムの作成過程や浸透過程などをそういう形でうまく使えるといいかもしれない。今日いただいたお話を総合して、うまい仕組みがつかれないか考えてみる。

委員

資料1-2のダン・オルヴェウス「いじめ防止プログラム」の四つの反いじめルールの部分がとても端的で、子どもに話をする時に分かりやすく、非常にうまくまとめている部分だと思う。特に「私たちは、もし誰かがいじめられていれば、それを学校の大人や家の大人に話します。」、この部分がすごく大事だ。

PTAが出している、「いじめ対策ハンドブック」の中にも、傍観者や観衆というような書かれ方をしている。傍観者や観衆がいることによって、被害者がなかなか救いを求めにくいということがある中で、もし誰かがいじめられているとすれば、学校や家の大人に話すことが非常に大事なものだと思う。

話をする中で、子どもの重荷がなくなるということが理想だ。では、それを言われた大人が、どうしたらいいのか。それについても研修やプログラムには非常に大事になってくると思う。その部分で何ができるのか。子どもの負担を大人に話したらなくなるということは、大人に話したら解決してもらえる。大人に話したのに、「そんなの、いじめじゃないよ。」みたいな雰囲気にはならないということが大事だと思った。子どもを助けるために、大人はどのようなふうを受け止めたらいいかということを、具体的にこんな事例があったらここに相談するとかをお互いに学び合

っていけば、より上の段階に進むんだと思った。

会長

この「学校や家の大人に話します」ということは確かに大事なことだと思うが、子どもが大人に話そうと思うようになって、安心して話せる環境をどうするか。話すと攻撃の対象にされるかもしれない、故に話せないということにならないようにする。「話して大丈夫だよ」というような関係にどう持っていか、一つ大きなポイントだろう。

事務局

いじめ予防等プログラムについては、子ども、教員、保護者、それぞれの立場を意識し、それぞれが読んで納得できるようなプログラムをつくっていききたい。

会長

1人1人に徹底しようとしても、シンプルでないと徹底しない。この四つのルールは非常に分かりやすいことだと思う。

委員

資料2-2で、説明があったポイント2「支援体制の未整備」の下の方に、外国から来日したばかりでどこに相談してよいのか分からないというところがある。いじめに限定したわけではないが、法務省の人権擁護機関で、日本語が話せない方のための専用の相談電話ということで、外国語人権相談ダイヤルを設けている。有料にはなるが、対応できる言語が英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語およびベトナム語と6カ国語に対応できる。こちらに電話いただければ、どういう相談をしたいか、それに対する道先案内をさせていただき取組をしている。

委員

民生委員も、赤ちゃん訪問をしたり、入学時の健診の時に民生委員のPRなどで小学校へ伺っている。その時に「守秘義務があるので、何かあれば相談に乗ります」と案内をするが、その時、私たちは聞いたことをどこに持っていけばいいのかと思う。高知市だったら、子どものことであれば子ども家庭支援センターへ相談するが、的確な相談機関を民生委員が詳しく把握しているのか、私たち自身の反省も含めて研修も必要だと思った。

それから子どもの情報に関して、学校からもう少し構わない範囲で知らせておいてもらったら、地域で子どもを見守ることもできるのにといい感想も持っている。また要対協においてもそのような感想はすごく出ているので、考えていただきたい。

会長

虐待問題については要保護児童対策地域協議会で扱っている。いじめの問題についても、場合によっては命に関わってくる。少し、その辺りについて考えないといけないかもしれない。虐待の場合は、要保護児童対策地域協議会で対処しようとしてきたが、いじめの問題についてどうしていくのかについて、検討を深めさせてもらえればと思う。

事務局

いじめについては、ほとんどの学校に学校支援地域本部というものが設置されており、その中でも特に高知版の地域学校協働本部を設置している。その中で民生児童委員にも協力をいただき、

地域での見守りができるような形で教員とも情報交換し、地域での見守りをお願いしているところだ。

会長

問題は、その徹底だろう。

事務局

スムーズに進んでいないところも実際あるが、一定理解が進んでいるところについては、校長が民生委員と信頼関係を築いて、実際に地域の見守りをお願いしている。

会長

今のような枠組みもあるので、それをどう充実していくか、次回までに検討し、宿題としてお返しさせていただく。

委員

特別支援教育に限ると、教員は個別に子どもの障害特性と発達段階に応じて指導計画を立て対応している。教員はそういう点では子どものことをよく把握している。そこでよく話をするのは、教員の意識やいじめの対応の観点をどういうふうにつか。学校で解決することを考えると、教員がどのように初期対応をするか。子ども、保護者へ働きかけるタイミングやいじめの本質をやはり教員がきちんと把握しないといけない。基本はいじめを生まない環境づくりや人間関係づくりであり、それをどう授業の中で実践していくかが大事だと思う。学校教育の中では学習とか活動に集中できるような環境をつくっていかなければならないということが、まず原則としてある。

二つ目の大事な点は、居場所。学校、学級の中で、個人個人を大切に。家庭では家族の中で1人1人を大切にするという環境づくりが必要。そして、学校と家庭をつないでいくのは、教員の役目ではないかと思っている。

いじめに対する直接の授業は子どもたちにはしていないが、日常生活学習や自立活動の時間等に授業の中で対人関係や友達関係をどのようにつくっていくのかやっている学校もある。いじめという授業ではないが、それを取り巻く良好な人間関係をいかにつくるかが大きな問題だ。いじめ事案で非常に早く解決したことがあり、なぜ早く解決できたか考えたが、教員が子どもを非常によく理解していたことが分かった。やはり教員と子どもとの信頼関係や子どもをよく理解している教員の姿が見えた。また保護者も学校や教員への信頼が非常にあった。だからそういう環境づくりをしていくことが、いじめを生まないような環境づくりにつながる。

また加害の子を孤独にしてはいけない。ストレスを解消しないといけない。加害の子は、以前に自分が嫌な思いをした経験があることがあるので、ストレスを回復していかないといけない。それに対してどういう手を差し伸べられるかは、教育の場で解消していかないといけないと思っている。

委員

高知県で評価してる点がいくつかある。その一つはこの連絡協議会が民生児童委員が加わっている。これは非常に高く評価している。

もう一つの地域学校協働本部の活動を高知県は早くから全面的に押し進めている。実にいい取組をやっている。地域学校協働本部へ民生児童委員がリンクしていくという提案があった。そのリンクの仕方が二つあると思う。

地域学校協働本部と各学校のいじめ防止対策組織の中へ加わっていただきながら基本方針や対策をそこで練っていく。そこへスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが加わり、リンクしていくという手はあると思う。

もう一つは、協議テーマ1にしても2にしても地域学校協働本部活動は、少し色が薄いような感じがする。プログラムづくりの中で、活動をもう少し積極的に進めていただく。そうするとそのPTAや学校評議員、地域も加わりやすくなる。学校を中心にしながら、地域づくりというものも進め、なおかつ子どもたちを育てる。こういう体制がどんどん整ってくるんじゃないかと思っている。プログラムをつくる場合は、ぜひその視点も含み、もう一歩進めてほしい。生涯学習課と人権教育課がうまく合体しながらシステム化していただくことが、今大事だと思っている。

会長

地域協働本部で対応してきた時に個別ケースにどこまで対応できるのか、やはり課題がある。しかし、SCやSSWと一緒に入っていただく。できる限り民生委員、児童委員に個別ケースに関わっていただきたい。なぜかという、児相の職員や教員では、日々の地域における詳しい状況が把握できないからだ。ただ問題は、大変忙しい中で民生委員、児童委員がそこに入っていただくにあたり、どういう形でバックアップしていけばよいか。うまく個別ケースに入っていただき、かつ有効になるかというところの塩梅が非常に難しい。そこをうまく考えていかなければならない。そのところが、地域によって考え方が違う。また6月に向けて、議論を深めさせていただければと思う。

事務局

《資料2-6、2-7について説明》

事務局

《資料3について説明》

会長

今日頂いたご意見を踏まえ、組み立てていく。その過程で、意見もいただき、その上で組み立て、6月に報告をさせていただければと思う。また改めて整理し、お伝えさせていただきたい。